主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

論旨は、憲法違反をいうが、その実質はいずれも原審が適法にした事実の認定を 非難するに帰着し、特別上告適法の理由とし得ない。

よつて、民訴四〇九条ノ三、四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一 致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第二小法廷

重	勝	谷	小	裁判長裁判官
郎	八	田	藤	裁判官
助	大	村	河	裁判官
_	健	野	<u> </u>	裁判官